

保護者の皆様へ

子どもたちが心身ともに健康に育つことは、保護者の皆様のみならず学校の願いでもあります。

学校では子どもたちの保健管理に伴う救急処置として、次の取り組みを行っておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、学校の保健室では、病気やけが等に対して応急処置のみを行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 学校等で医師の診断を必要とするけがをした場合

- (1) 家庭に連絡をとりますので、健康保険証をご持参の上、学校または医療機関等にお越しください。
- (2) 緊急時に対応するため、保護者の連絡先を必ず届け出てください。
- (3) 学校の管理下での事故・疾病による医療費は、「子ども医療証」「乳幼児医療証」「ひとり親家庭医療証」を使用せず、健康保険適用の自己負担分（医療費の3割）を一旦ご負担いただき、学校を通して災害共済給付金を請求してください。医療費の給付の対象は、1つの負傷、疾病につき、治療開始から治癒までの総医療費が5,000円以上（医療機関などで、保険にかかる自己負担総額が1,500円以上）です。総医療費が5,000円未満の場合は、災害共済給付の対象となりませんので、各種医療証をご使用ください。
- (4) (3)の給付を受ける場合は、学校から必要書類を受け取り、医療機関の証明を受けてから学校に提出してください。日本スポーツ振興センターで請求内容等を審査、決定後に保護者の皆様に給付されます。なお、給付事由が生じた日（病院などで治療を受けた日）から2年間申請しなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。
- (5) 治療後の経過については、定期的に学校へ連絡してください。

2 経過を観察する場合

- (1) けがをした直後の様子がたいしたことがない場合も、後で腫れたり痛くなったりすることがあります。学校で処置していても家庭で経過を観察してください。
- (2) 後で、別途医師の診察を受けた場合は、速やかに学校へ連絡してください。

3 けがの程度が軽い場合

- (1) 学校の保健室で応急処置をします。
- (2) 家庭で経過を観察し、適切に処置してください。

4 身体の具合が悪い場合

- (1) 少しでも体調が優れない場合は、無理をさせないで登校を控えるようにしてください。登校中に動けなくなったり、朝の冷気で治りかかった病気がぶり返したりすることがあります。感染症にかかっている場合は、集団生活で他人に感染する原因にもなります。
- (2) 発熱した場合は、平熱に戻るまで休養させてください。
- (3) 欠席後の初登校時の朝は検温を行い、病気の治癒を確認してください。
- (4) 欠席する場合は、スマート連絡帳で学校にご連絡ください。連絡帳または生徒手帳等でも構いませんが、必ず担任へ連絡がいくようにしてください。

5 登校後、発病した場合

保健室でしばらく休養させて様子をみますが、病状により帰宅させます。早退する場合は、家庭または緊急時の連絡先へ連絡しますので迎えに来てください。

6 感染症にかかった場合

- (1) 出席停止になります。※欠席扱いにはなりません
- (2) 医師の許可を受けるまでは登校を控えてください。登校許可証明用紙を学校で受け取り、府中市医師会会員または市指定医療機関に提出してください。